

**特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会**  
**法人賛助会員入退会等手続規程**

本規程は、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会（以下「当協会」という）定款第6条第3号、第7条第4項及び会員規程第9条に定める法人賛助会員の入退会及び登録内容の変更等に際しての手続について定める。

（新規入会の受付）

**第1条**

法人賛助会員として入会を希望する企業及び団体（以下「申込法人」という）からの入会申込に際しては、次に掲げる書類（下記①については当協会所定の様式のものに限る。以下「必要書類」という）の提出を受けるものとし、必要書類の全てが提出された場合に限り当該入会申込を受付けるものとする。

- ① 法人賛助会員入会申込書
- ② 法人の登記簿謄本（申込法人に法人格がある場合）
- ③ 事業概要の分かる資料（会社案内・会社経歴書など）
- ④ 直近3年分の決算書類（貸借対照表、損益計算書など）

（入会条件）

**第2条**

申込法人が、法人賛助会員として当協会に入会するためには、以下の各号の条件（以下「入会条件」という）を全て充足する必要があるものとする。

- ① 申込法人による当協会への入会申込が申込法人の目的の範囲内の法律行為であり、且つ申込法人において必要な内部手続を経たうえで、適法に授權されていること。
- ② 入会申込の理由が当協会の方針、活動に適合していること。
- ③ 信用情報機関が提供する信用情報に照らし合わせ、申込法人の概要及び社会性に問題が無いこと。
- ④ 決算書類から判断して損益及び収支が概ね良好であること。
- ⑤ FP資格に関連する資格の認定事業又はこれに類する事業を行っていないこと（ただし、申込法人が法人賛助会員として当該事業を行ったとしても、当協会の定款第3条の目的を阻害しないことが明らかであると認められる場合はこの限りではない）。
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にないこと。
- ⑦ その他当協会が保有する情報に照らし、申込法人が当協会の法人賛助会員となることが適当とは認められない事情がないこと。

(調査、報告)

### 第3条

担当部署は、入会申込を受け付けた申込法人について、入会条件の充足の有無を調査し、担当役員を通じてその内容を常務理事会に報告する。

(審査手続)

### 第4条

法人賛助会員の入会の可否に係る審査については、常務理事会において行うものとする。常務理事会は、申込法人の入会の可否を審査し、決議するものとする。なお、常務理事会は、当該決議の結果について、次の理事会に報告する。

(入会月と会費請求)

### 第5条

申込法人の入会が常務理事会で承認された場合、当該申込法人の入会日は、原則、常務理事会において承認された日が属する月の翌月1日とする。なお、常務理事会における入会承認後、速やかに入会を承認された申込法人に対し、書面にて入会日を通知し、会費請求するものとする。

(登録内容の変更手続)

### 第6条

法人賛助会員の連絡担当者変更、代表会員変更、合併等による社名変更、その他法人賛助会員の登録内容に変更のあった場合、当該法人賛助会員から所定の変更用紙により届け出を受けるものとし、当該届け出に基づき登録内容の変更を行うものとする。

(資格喪失手続)

### 第7条

法人賛助会員に、定款第9条各号に規定する資格喪失の事由が発生したときは、当協会は速やかに会員登録の抹消等必要な事務手続を行うものとする。

(異動報告)

### 第8条

法人賛助会員について、新規入会・退会・資格喪失等による異動があった場合には、担当役員はこれを次の理事会に報告するものとする。

(制定・改廃)

### 第9条

本規程の制定・改廃は常務理事会が行う。

附則

1. 本規程は、平成 19 年 10 月 11 日より施行する。
2. 平成 26 年 4 月 24 日改定、実施。
3. 平成 27 年 9 月 17 日改定、実施。